平成２５年（フ）第３２５号
岡山市北区富原1161番地３、旧住所岡山市北区御津野々口157番地13
破産者　大治二三弘
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
岡山県高梁市備中町平川6913、住民票上の住所岡山県高梁市下谷町4811番地
破産者　佐久間亜莉紗
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
岡山県高梁市下谷町4811番地
破産者　佐久間さやか
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６号
岡山市北区三野２丁目２番６号コーポ三野116、旧住所岡山市中区国富1033番地５
破産者　岩城　健一
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４５号
岡山市北区大元２丁目３番７号レジデンス藤沢105号
破産者　佐藤石材こと　佐藤　俊機
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
香川県高松市仏生山町甲1363
破産者　株式会社香豆楽
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２８号
高知県高岡郡四万十町琴平町９番28号、登記簿上の本店所在地高知県高岡郡四万十町琴平町498番地７
破産者　有限会社芳川電機商会
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２０６号
東京都葛飾区新宿３丁目22―11、開始決定時及び住民票上の住所千葉県松戸市八ケ崎７丁目15番地の５
破産者　松永　　晃
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６号
山口県長門市深川湯本122番地１
破産者　株式会社野尻
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１２３６号
埼玉県川口市南前川２丁目22番19号
破産者　有限会社メイワホームズ
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
千葉県木更津市文京３丁目１番９号
破産者　有限会社山津屋商店
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県木更津市文京３丁目１番９号
破産者　株式会社宝不動産
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５５号
千葉県木更津市大和２丁目１番１号
破産者　株式会社宝ホームサービス
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５６号
千葉県木更津市矢那3657番地
破産者　矢那川食品株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５４４０号
青森県八戸市大字三日町16番地
破産者　丸福商事株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４１号
青森県八戸市大字三日町34番地―501
破産者　田名部征子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４４２号
青森県八戸市東白山台２丁目23－４－Ｂ202
破産者　原　　利恵
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１号
愛知県知多市岡田字久平33番地の２
破産者　有限会社岩下業務店
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９号
岐阜県可児市桜ケ丘６丁目119番地、事業所の住所岐阜県可児市桂ヶ丘２丁目207番地３
破産者　株式会社コウケン設備産業
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０００号
札幌市豊平区旭町３丁目２番２号ナウパレス１階
破産者　株式会社Ｃｏｔｅ－ｔｏ
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５９号
札幌市西区発寒６条10丁目１－３　ステーションビル３階、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区発寒６条９丁目１番１号
破産者　株式会社サヴァイブカンパニー
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部